

議案第 53 号

石垣市立八重山博物館条例の一部を改正する条例

石垣市立八重山博物館条例(平成 15 年石垣市条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「博物館法(昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。)第 18 条及び」を削る。

第 2 条の表中「石垣市字登野城 4 番地の 1」を「石垣市字登野城 4 番地 1」に改める。

第 4 条第 1 項中「法第 20 条第 1 項」を「博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 23 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

石垣市長 中 山 義 隆

理 由

博物館法の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 24 号)が令和 4 年 4 月 15 日公布され、令和 5 年 4 月 1 日施行されたことに伴い、関係条例につき所要の改正を行うとともに、字句の整理を行うため、条例の一部を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市立八重山博物館条例(平成15年石垣市条例第9号)の新旧対照表

現行	改正後（案）								
（趣旨） 第1条 この条例は、市民の教育及び文化の発展に寄与するため、<u>博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)</u>第18条及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき石垣市立八重山博物館(以下「博物館」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 （設置） 第2条 設置する博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>石垣市立八重山博物館</td><td>石垣市字登野城4番地の1</td></tr></table> （博物館協議会） 第4条 博物館に<u>法第20条第1項</u> _____の規定により、石垣市立八重山博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。 2～4 （略）	名称	位置	石垣市立八重山博物館	石垣市字登野城4番地の1	（趣旨） 第1条 この条例は、市民の教育及び文化の発展に寄与するため、 _____<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき石垣市立八重山博物館(以下「博物館」という。)</u>の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。 （設置） 第2条 設置する博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>石垣市立八重山博物館</td><td>石垣市字登野城4番地1</td></tr></table> （博物館協議会） 第4条 博物館に<u>博物館法(昭和26年法律第285号)第23条第1項</u>の規定により、石垣市立八重山博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。 2～4 （略）	名称	位置	石垣市立八重山博物館	石垣市字登野城4番地1
名称	位置								
石垣市立八重山博物館	石垣市字登野城4番地の1								
名称	位置								
石垣市立八重山博物館	石垣市字登野城4番地1								